

独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴う経過措置に関する政令要綱

第一 独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴う経過措置

一 独立行政法人メディア教育開発センター（以下「センター」という。）に引き継がれる職員が属する機関を定めること。（第一条関係）

二 センターが国から承継する権利及び義務並びにその承継の時期を定めること。（第二条及び第三条関係）

三 センターが国の有する権利及び義務を承継した際、政府からセンターに出資があつたものとされる財産等及び出資の時期を定めること。（第四条及び第五条関係）

四 政府が、センターに対して行う出資の目的とする土地等の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること。（第六条関係）

五 国がセンターに国有財産を無償で使用させることについて必要な事項を定めること。（第七条関係）

六 関係法令の適用について所要の経過措置等を定めること。

第二 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。